

高校生の「ケータイ被害」予防措置状況と有害情報意識 ～ケータイ高1プロブレム～

Research which investigated the situation high school students take preventive measures to protect themselves from “ke-tai damage” and understanding high school students have about harmful information.
～ Ke-tai 1st high school students problem ～

大谷 良光*・本間 史祥**・加川 志保**
Yoshimitsu OTANI・Fumiaki HONMA・Shiho KAGAWA

論文要旨

生徒がケータイ被害から身を守るため、フィルタリング設定やメール受信拒否設定をどの程度利用し、認識しているか、また、中学時まで携帯電話所持率が低い青森県において高1までのいつ購入しているかを明らかにする目的で、高1に限定し、県内1割のサンプルを目標に調査した。その結果、高校合格から入学までの1ヶ月間に約4割の生徒が新規に携帯電話を購入していた。また、青少年インターネット環境整備法が2009.4より施行されているにも関わらず、フィルタリングの利用率は41.7%、メール受信拒否の設定率は21.3%と低かった。7割の生徒は有害情報に危機意識を持っているが、フィルタリングの不便さを理由に利用しないものが多く、「ケータイ高1プロブレム」状況が予想される。フィルタリングの設定には、販売時の丁寧な説明と保護者の役割が大きいことも明らかになり、関係者による緊急な諸取り組みが求められるため、本調査に基づき県民への緊急アピールを発表した。

キーワード：携帯電話販売店、ケータイ、フィルタリング、メール受信拒否設定、ケータイ被害

1. はじめに

本調査は、本紀要論文「子どもと保護者に対する携帯電話販売説明の訪問調査」（以下、「販売店調査」）¹⁾と連携し、ネットいじめや有害情報等「ケータイ被害」から子どもたちを守るための環境整備、すなわち、フィルタリングやメール受信拒否の設定がどのような状況かを、未成年者側から明らかにすることを目的とし、携帯電話（以下「携帯電話」と「ケータイ」）を使い分ける。前掲本紀要論文の註3）参照）の所持率が急増する高校1年生を対象に実施した。合わせて、携帯電話購入が集中する時期はどこかを明らかにし、携帯電話所持による被害に対処するためのケータイリスク教育を実施する目処を立てることも目途とした。

2. 調査方法

本調査は青森県内の高校1年生13,867人の約1割を目標に高校へ要請し、7校1,244名を調査対象とし2009年9月10日から9月25日にかけて実施した。調査対象校は男女比率、地域を考え、青森県教育委員会の

表1 高校別回収人数と回収率

	回収人数	調査予定人数	回収率
A 高	229	240	95.4%
B 高	146	140	104.3%
C 高	70	70	100.0%
D 高	101	103	98.1%
E 高	230	246	93.5%
F 高	243	245	99.2%
G 高	191	200	95.5%
計	1210	1244	97.3%

* 弘前大学教育学部技術教育講座

Department of Technology Education, Faculty of Education, Hirosaki University

** 弘前大学教育学部学生 弘大ネットパトロール隊

A Undergraduate Student of Faculty of Education, Hirosaki University. Hirosaki University Internet-patrol Party

ご協力のもと抽出し依頼した。1,244名中1,210名から回答が得られ、回収率は97.3%であった。またその内訳は表1のようである。

調査内容は(1)携帯電話所持の時期、(2)フィルタリングの利用と認識、(3)メール受信拒否設定の利用と認識、(4)有害情報等に関する認識と「ネットパトロール隊に対する意見についての自由記述」で構成した。また分析の視点は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「青少年インターネット環境整備法」)の2009年4月の施行前後に着目した。

3. 調査結果と考察²⁾

(1) 携帯電話所持の時期

①携帯電話所持率

表2は青森県内の高校1年生1210名の携帯電話所持率である。全国平均は高校2年生で95.9%であり、ほぼ一致している。高校生の所持率は地域による差は認められない。

表2 携帯電話所持率

持っている	持っていない	無回答
95.0%	4.9%	0.1%

②携帯電話所持の時期

表3は携帯電話所持者の購入の時期である。表を見ると高校合格(3月上旬)から高校入学(4月上旬)のたった1ヶ月の間に39.0%の生徒が携帯電話を購入し、中学3年の3学期を合わせると1月~4月までの約3ヶ月間で51%の生徒が携帯電話を購入している。

表3 携帯電話所持の時期

中2以前	中3の1,2学期	中3の3学期
30.9%	8.3%	12.0%
合格から入学	入学後から現在	無回答
39.0%	9.7%	0.1%

(2) フィルタリングの利用と認識

①携帯電話購入時の販売店でのフィルタリングについての説明状況

表4は携帯電話購入時の販売店でのフィルタリングについての説明状況である。第1に「覚えていない」が32.2%である。これは販売員から説明を受けていないか、簡単な説明しか受けておらず、丁寧な説明がなされていなかった対応を表していると思われる。第2に「両方受けた」が30.5%である。この表より説明内容は問わずフィルタリングサービスの説明を受けたの

は58.4%であり、前著の「販売店調査」の同内容の項目では52.6%であったことからほぼ一致する。また受信拒否設定の説明を受けたのは31.3%で、「販売店調査」の同内容の項目では42.1%で、その差が明瞭である。このことはメール受信拒否についての丁寧な説明がされていないことが伺われる。

表4 購入時のフィルタリングの説明状況

両方受けた	フィルタリングのみ	受信拒否設定のみ
30.5%	27.9%	0.8%
受けていない	覚えていない	無回答
8.5%	32.2%	0.1%

②フィルタリングの原則加入の説明の有無

表5は2009年4月1日以降(青少年インターネット環境整備法施行後)の購入者がフィルタリングサービスの原則加入の説明を販売店から受けたかの有無についてである。「覚えていない」が47.6%、「説明を受けた」が40.0%である。青少年インターネット環境整備法の意図が購入者の約4割にしか伝わっておらず、同法が販売店にとって道義的に遵守されていないことがわかる。

表5 フィルタリングサービス原則加入の説明の有無

説明を受けた	受けなかった	覚えていない
40.0%	12.4%	47.6%

③フィルタリングサービスの利用状況

表6は生徒のフィルタリングサービスの利用状況である。県内高校1年生のフィルタリングの利用率は41.7%で、設定したがその後解除したが10.3%であり、したがって、58.3%の生徒が現在フィルタリングを利用していない、ノーガードのケータイを使用しているという危険な状況である。

表6 フィルタリングサービスの利用状況

利用している	利用していない	解除した	わからない	無回答
41.7%	39.1%	10.3%	8.6%	0.2%

④フィルタリングを利用した理由

表7はフィルタリングサービス設定者に、利用した理由を質問したものである。第1に「保護者の勧め」が53.5%、第2に「店員の勧め」が29.8%である。この結果から保護者・店員の働きかけがフィルタリングサービス利用向上に重要な役割を果たしていることがわかる。

表7 フィルタリングを利用した理由

原則加入だから	重要だと思うから	有害情報対策
11.7%	7.9%	24.6%
保護者の勧め	店員の勧め	その他
53.5%	29.8%	8.1%

以下は「その他」に記入されていた理由である。
 *記述どおりの表現のまま掲載した。以下同じ。
 ・強制 ・知らない ・つけさせられた ・勝手に
 ・勝手にしていた ・親につけないとダメと言われたから ・ついていた ・勝手に入っていた ・親が強制的に加入した ・親が勝手にした ・なんとなく
 ・安全だと思ったから ・親に勝手にされたから
 ・フィルタリングかけても別にいいと思ったから
 ・親が勝手にやった ・自分の判断で ・そういうサービスだったから ・親に付けられたから ・親の強制 ・保護者が勝手に付けた ・保護者に強制加入された ・架空請求などがきて、アド変をかなりしたから ・むりやり

記述された内容を見ると、「勝手に」「むりやり」など強制的にフィルタリングをつけさせられたと思われる生徒が多いことがわかる。しかし、「架空請求などがきて、アドレスを何回も変えたから」という被害対策の生徒もいることは注視すべきである。

⑤設定したフィルタリングサービスの内容

表8は設定したフィルタリングサービスの内容である。61.7%が「ブラックリスト方式」であり、「ホワイトリスト方式」は11.0%である。これはブラックリスト方式が高校生には適切のため、販売店が高校生に推奨しているためと思われる。以下はその他に書かれていた内容である。

・公式と指定したもの以外は見られない

文面から察してホワイトリスト方式のフィルタリングサービスに「カスタマイズサービス」を併用していたと思われる。

表8 設定したフィルタリングサービスの内容

ホワイトリスト	ブラックリスト	時間制限
11.0%	61.7%	1.3%
Web 制限	ホワイトリスト + 時間制限	ブラックリスト + 時間制限
1.7%	0.6%	2.3%
その他	わからない・覚えていない	無回答
0.6%	19.6%	1.3%

⑥フィルタリングを設定する決定の方法

表9はフィルタリングを設定するときの決定の方法で、「保護者の判断」「保護者と話し合って」が44.8%、44.4%と大部分を占め、保護者が果たす役割が大きいことが伺える。以下はその他に書かれていた内容である。

- ・ノリで ・勝手にしていた ・物事の流れて
- ・勝手にになった

記述されている内容を見ると自分の判断ではなく、保護者など他者の判断が関与していることがわかる。

表9 フィルタリング設定の決定方法

保護者と話し合って	保護者の判断	自分の判断
44.4%	44.8%	8.1%
その他	無回答	
1.5%	1.3%	

⑦フィルタリングを利用しない理由

表10はフィルタリングを利用しなかった生徒の理由である。圧倒的に「不便だから」が80.7%で、その他の内容としては「必要ない・いらなかった」、「有害サイトを見ないから」、「説明がなかったから」、「保護者が必要ないと言ったから」などがあげられている。

表10 フィルタリングを利用しない理由

ネット接続できない機種だから	不便だから	内容がよくわからないから
2.4%	80.7%	6.4%
危険性を感じないから	友達が利用していないから	その他
3.6%	5.6%	11.6%

⑧フィルタリングを設定していたが、解除した理由

表11はフィルタリングを利用していたが、解除した理由である。一度利用して解除すると90.8%が「不便だから」と感じていることがわかる。

表11 フィルタリングを利用していたが解除した理由

ネット接続できない機種だから	不便だから	危険性を感じないから
3.4%	90.8%	3.4%
友達が利用していないから	その他	
5.9%	5.0%	

以下はその他に書かれていた内容である。

- ・姉もフィルタリングをやってないから ・親が「高校生になったら外す」と元々言っていた ・学校の掲示板を見るため

「その他」の記述や表11を見ると、掲示板など生徒

たちが利用するコンテンツにアクセスできないことが不便だと感じさせる要因になっている。確かに、調査時期の各社のフィルタリングサービスは生徒が必要と思うサイトに繋がらなくなるものが多く、この点携帯電話販売会社のサービス内容の改善が求められることも必須である³⁾。

⑨フィルタリングに関する販売会社からの通知の有無

表12は2009年3月31日以前（青少年インターネット環境整備法施行前）に携帯電話を購入し、フィルタリングサービスの説明を受けていない人が、2009年4月以降（青少年インターネット環境整備法施行後）に各携帯電話販売会社からメールや郵便物などで、法律の施行に伴うフィルタリングに関する通知を受けたかの有無である。第1に「覚えていない」が54.2%であり、「受けていない」を含めると約8割の生徒が、通知で説明を主体的に受けとっていないことがわかる。

表12 フィルタリングに関する販売会社からの通知の有無

受けた	受けていない	覚えていない
18.5%	27.3%	54.2%

⑩販売会社通知後のフィルタリング設置状況

表13は表12で「通知を受けた」と答えた人が、その後フィルタリングを設定したかの状況である。「設定した」が18.8%、「設定していない」が80.0%で、口頭でなく文章での説明ではその効果が薄かったといえる。

表13 販売会社通知後のフィルタリング設置状況

加入した	加入していない	無回答
18.8%	80.0%	1.3%

(3) メール受信拒否設定の利用と認識

①メール受信拒否設定の利用状況

表14は携帯電話を所持している人のメール受信拒否設定の利用状況である。「利用していない」が57.8%で第1である。「利用している」は21.3%であり、日常的にメール受信拒否設定をしている割合は少ない。表4の携帯電話購入時での販売店でのメール受信拒否の説明は31.3%のみであることを鑑みると、設定率が低いことが理解できる。

表14 メール受信拒否設定の利用状況

利用している	利用していない	解除した
21.3%	57.8%	2.0%
わからない	無回答	
17.9%	1.0%	

②メール受信拒否設定を利用した理由

表15はメール受信拒否設定を利用している人のメール受信拒否設定を利用した理由である。第1に「被害が心配だから」37.1%、第2に「被害に遭ったから」35.5%で、すなわち利用者の7割は、ケータイ被害から守ることを意識して自ら設定を行っていると思われる。

表15 メール受信拒否設定を利用した理由

被害に遭ったから	被害が心配だから	友達が利用していないから
35.5%	37.1%	3.7%
保護者の勧め	店員の勧め	その他
7.8%	10.6%	14.3%

③メール受信拒否設定の内容（メニュー）

表16はメール受信拒否設定を利用している人の利用内容（メニュー）である。第1に「業者広告」45.3%、第2に「個別アドレス（指定拒否）」33.5%である。また、「なりすまし」についても29.8%が拒否設定をしていることからネットいじめ等の何らかの被害にあっている可能性が考えられる。その他の内容としては、自分で設定したアドレス以外拒否（指定受信拒否設定）などがある。

表16 メール受信拒否設定の内容（メニュー）

パソコン	URL	業者広告
12.2%	19.6%	45.3%
一括送信	個別アドレス(指定拒否)	なりすまし
7.8%	33.5%	29.8%
その他	わからない・覚えていない	
2.9%	12.7%	

④メール受信拒否設定を利用しない理由

表17はメール受信拒否設定を利用していない人の理由である。第1に「トラブルが特にないから」が61.5%であり、現在は被害に直接関わったことがなく、予防措置の必要性について自覚していないことがわかる。第2に「内容がよくわからないから」22.7%である。表4よりメール受信拒否設定の説明率が低いことから、「内容がよくわからない」と回答する割合が増えるのは当然である。以下はその他に書かれていた内容である。

- ・メールがきても、ちゃんと対処できるから
- ・どうでもいいから
- ・説明を受けなかったので知らなかった
- ・面倒
- ・設定するのがめんどうだから
- ・知らなかった
- ・説明を受けていないから
- ・サービスを知らなかったから
- ・だるい
- ・興味なし
- ・利用す

る必要がない ・あまりメールしないから ・とくにない ・存在を知らなかったから

記述された内容を見ると、メール受信拒否設定の重要性を自覚していないものと思われる。

表17 メール受信拒否設定を利用しない理由

トラブルが特にな いから	不便になるから	内容がよくわから ないから
61.5%	19.1%	22.7%
危険性を感じない から	友達が利用してい ないから	その他
8.6%	1.5%	4.1%

(4) 有害情報等に関する意識

①青少年インターネット環境整備法の認知状況

表18は青少年インターネット環境整備法施行後半年経過した時点での高校1年生の認知状況である。もともと身近な機器であるケータイに関する法律であるにも関わらず、約5割が「知らない」という状況である。

表18 青少年インターネット環境整備法の認知状況

知っていた	何となく知っていた	知らない	無回答
24.0%	25.5%	49.7%	0.9%

②有害情報サイトの閲覧経験

表19はパソコンからも含めての有害情報サイトの閲覧経験である。「見たことがない」が82.0%、「見たことがある」が17.2%である。しかしこの質問では有害情報サイトに関する定義が曖昧だったため、何を対象に有害情報かの判断に迷いがあり、「ある」の回答が低い数値を示したと思われる。

ここでわれわれが言う有害情報サイトとは、出会い系サイトや自殺サイトを始め、占いサイト・懸賞サイトなども含まれており、後者を含めると実態はさらに高い数値を示すと思われる。

表19 有害情報サイトの閲覧経験

ある	ない	無回答
17.2%	82.0%	0.8%

③有害情報サイトに対する意識と対策状況

表20はパソコンからのアクセスも含めて、有害情報サイトに対する危機意識とそれらに対する対策状況についてである。有害情報に対して危機意識を持っている生徒は66.6%と、その危険性は一定程度認識されているが、その7割は対策、すなわちフィルタリングを設定していないようである。有害情報サイトには自分には関係ないと思っている32.5%の生徒は、ケータイ

Web ページの利用はほとんどしないためか、危機について認識不足かは図りきれない。

表20 有害情報サイトに対する意識と対策状況

危機意識をもち、 対策も行っている	危機意識はあるが、 対策は行っていない	
19.8%	46.8%	
自分には関係ない が、対策は行ってい る	自分には関係ないので、 対策は行っていない	無回答
17.7%	14.8%	1.0%

④フィルタリングサービスの信用度

表21はフィルタリングサービスを設定することで有害情報サイトの被害がどれくらい防げると思っているかの、信用度を聞いたものである。第1に「ある程度防げる」68.9%、第2に「かなり防げる」15.1%で、84.0%の生徒がフィルタリングのシステムに信頼を寄せている。

表21 フィルタリングサービスの信用度

かなり防げる	ある程度防げる	あまり効果がない
15.1%	68.9%	12.1%
まったく防げない	無回答	
3.1%	0.8%	

⑤フィルタリングの必要度

表22はフィルタリングの設定を必要と思っているかの割合である。表21でフィルタリングについては、84%の生徒が「信頼」を寄せているにもかかわらず、必要だと思っている生徒は3割にとどまっている。また、「わからない」が37.4%であることを鑑みると、フィルタリングに対して漠然とした「信頼」を抱いているが、それを設定する必要性について認識していないというこの問題の輪郭がみえてくる。すなわち、ケータイが「身体化」した高校生の認識が、逆説的にいえば、2009年度時点のフィルタリングの利便性を示しているともいえる。

表22 フィルタリングの必要度

必要	不必要	わからない	無回答
30.9%	30.3%	37.4%	1.4%

(5) 自由記述欄

調査は最後に、高校生からパトロール隊への要望や意見を自由に記述してもらった。記述で最も多かったものは、「ネットパトロールは必要であり、今後も継続して頑張してほしい」、「監視をすることは良いことだが、効果があまり見られない」、「監視ではなく、サ

イトを強制的に閉鎖する等の対策が必要である」「監視をしていることは最低である」の四つに整理できる。

4. 調査結果データの分析

(1) 青少年インターネット環境整備法施行前後のフィルタリング利用者数の変化

図1は青少年インターネット環境整備法施行前後のフィルタリング利用者数の変化を表したものである。同法施行後、フィルタリングの利用者は23.2%増加し、「利用していない」「解除した」割合も16.3%、4.2%と減少している。法施行後に一定の効果はあらわれたが、一方施行後購入した生徒の4割はフィルタリングを付けていないという現状である。

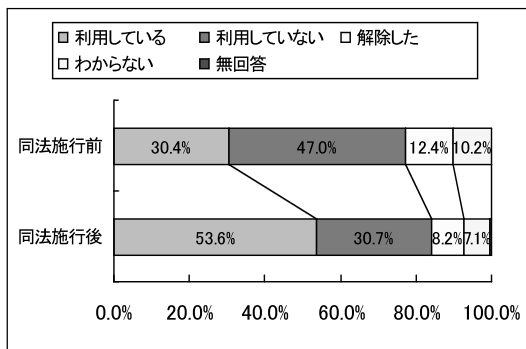


図1 法律施行前後のフィルタリング利用者数の変化

(2) 青少年インターネット環境整備法施行前後のフィルタリングを利用した理由の変化

フィルタリングを利用した理由は、「保護者の勧め」が13%増加しているが、他の選択肢には大きな変化がない。青少年インターネット環境整備法第6条「保護者の責務」が明示されたことから、保護者の意識に一定の変化が生じてきているといえる。

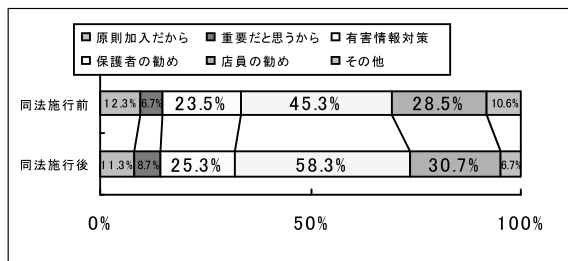


図2 フィルタリング利用の理由の変化

(3) 青少年インターネット環境整備法施行前後のフィルタリングの設定時における決定方法

フィルタリングの設定時における決定は、青少年インターネット環境整備法施行後「生徒と保護者が話し

合って」決める割合が6%ほど高くなったが、「保護者に付けさせられている」意識の割合が高いことには変わりはない。

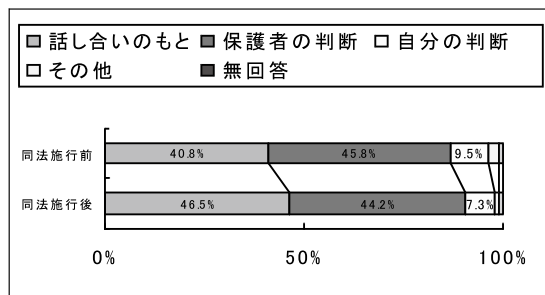


図3 フィルタリングの決定方法の変化

(4) 青少年インターネット環境整備法施行前後のフィルタリングサービスを「利用していたが、解除した」理由の変化

フィルタリングを解除した理由は「不便だから」「ネットに接続できないから」の合計が、施行前96%、施行後91%で、それらの理由が5%ほど減少している。しかし、施行前後の差は僅かであり、青少年インターネット環境整備法の施行により、生徒が解除を思いとどまったと判断できるものではない。施行前後とも約9割の生徒が、使用しているサイトへアクセスできなくなることに不便に感じているためであり、これらの生徒にもフィルタリングを要求するならば、フィルタリングの改善が求められる。

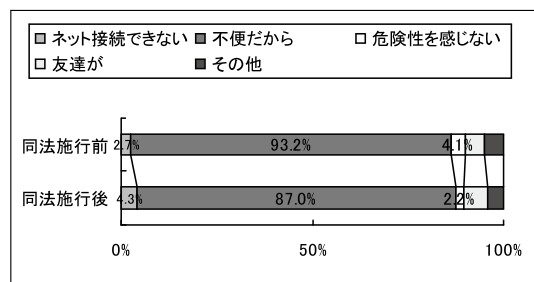


図4 「利用していたが、解除した」理由

(5) 青少年インターネット環境整備法の認知とフィルタリング利用の関係

図5の①は「同法は知らない」、②は「同法をなんとなく知っている」、③は「同法を知っている」である。この結果、青少年インターネット環境整備法を知っている生徒の方が、知らない生徒より9%フィルタリングを利用する割合が増えていることは注視すべきである。

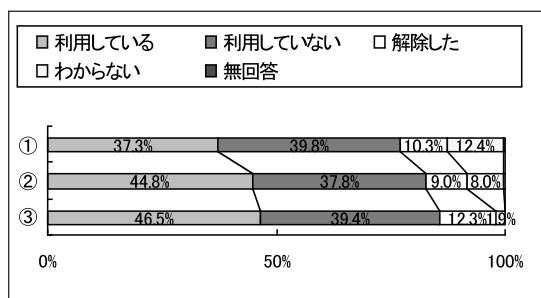


図5 青少年インターネット環境整備法の認知とフィルタリング利用の関係

(6) 青少年インターネット環境整備法とフィルタリングの設定理由の関係

図6の①は「同法は知らない」、②は「同法をなんとなく知っている」、③は「同法を知っている」である。青少年インターネット環境整備法を知っていて購入した生徒は、知らないで購入した生徒より、「原則加入だから」「重要だと思うから」と認識している割合は、前者が20%、後者が6%増加している。

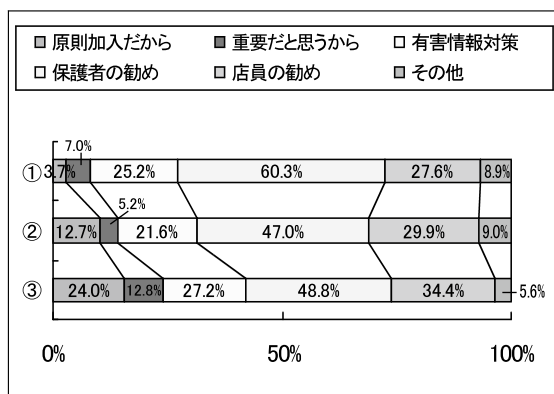


図6 青少年インターネット環境整備法とフィルタリング

(7) 販売店によりフィルタリングの説明が行われた場合とそうでない場合のフィルタリング設定の関係

図7の①は「説明を受けた」、②は「説明を受けていない」である。フィルタリングサービスの説明を販売店から受けた場合、利用率が37%増加している。「説明」が果たすべき役割が大きかったことが指摘できる。

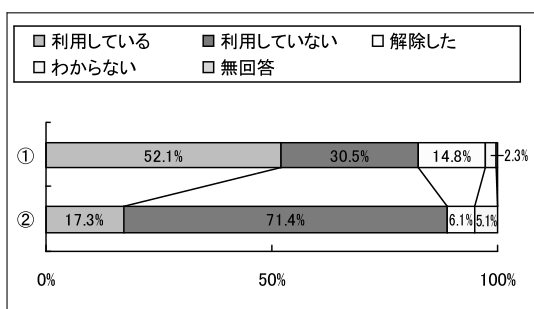


図7 販売店員の説明とフィルタリング設定の関係

(8) フィルタリングサービスの利用とフィルタリングサービスの必要度の認識の関係

図8の①は「フィルタリングを利用している」、②は「フィルタリングを利用していない」である。フィルタリングを利用している生徒は、利用していない生徒に比べて、その必要性の認識が35%高く、利用することで必要だと感じる割合が増加している。

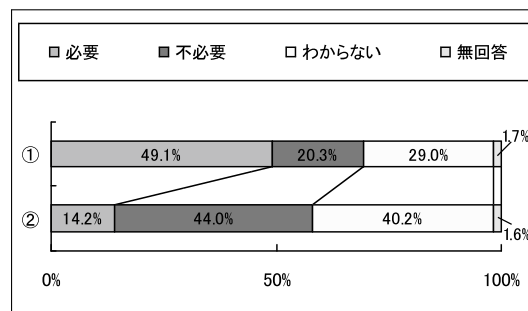


図8 フィルタリングサービスの必要度の認識の関係

5. 結論

調査結果の要点を整理すると、以下のように結論することができる。

第1に調査内容「(1) 携帯電話所持の時期」の表3より、高校合格(3月上旬)から高校入学(4月上旬)までの約1ヶ月間に携帯電話を持ち始める生徒が約4割(青森県内推定で約5,500人)に上る。高校入学祝いに買い与える傾向は全国的であるが、東京都の調査と比較することで本県のケータイ事情が特異な状況におかれていることが指摘できる。本県中学3年生までの所持率は38.0%であり、一方東京都では72.1%もあり、その差は34.1ポイントである。しかし高校1年生の本県の所持率は95.9%、東京都では97.0%であり、その差は1.1ポイントしか変わらず、ほとんど差はない。中学3年生から高校1年生までの増加した割合を見ると本県は57.9%増え、東京都は24.9%増えていることがわかる。その差は大きく、本県の高校生の約6割が中学3年から高校1年までの1年間で携帯電話を購入している。これほどまでの急激な増加は特異であり、まさに「ケータイ高1プロブレム」(造語)ともいえる現象である。

したがって、その対策としては保護者・学校などの関係者・機関が、わが子・わが生徒を「ケータイ被害」から守るため、この時期前後に、子どもに情報モラル教育、ケータイのリスク教育を集中して行うなど取り組みが必要である。ケータイはインターネット端末であることを念頭に置き、情報化社会の一員として生徒の自覚を高めていく必要がある。

第2に調査内容「(2) フィルタリングの利用と意識」の表6より本県高校1年生のフィルタリング利用率は41.7%であり、約6割がフィルタリングを利用していないノーガードの携帯電話を所持している危険な状況にあることである。警視庁調査⁴⁾によると都内の中学3年生のフィルタリングの利用割合は54.3%であり、本県との差は12.6ポイントになる。ただし、調査対象学年が異なるため単純な比較はできない。

本県のフィルタリングの普及が進まない要因として様々あるが、結論は第1に関わり、ケータイ高1プロブレムが関係しているといえる。3月から4月の1ヶ月間の販売店は繁盛期であり、業務は多忙を極めている。したがって、一人ひとりに懇切丁寧にフィルタリングやメール受信拒否設定の説明をしている時間的余裕が生まれず、簡単な説明か、説明をしておらず、したがってフィルタリングの重要性や詳細説明が行われていないと思われる。また販売店員自身のフィルタリング、有害情報に関する知識が不足しているという現状もある¹⁾。今後の対策として販売店の社会的役割の自覚を求め、対応する販売店員の増員や知識向上などの量的・質的な環境整備を求め、多忙期においても購入者一人ひとりに懇切丁寧に対応できるよう販売店側の配慮を期待したい。

第3に調査内容「(3) メール受信拒否設定の利用と認識」の表14よりメール受信拒否設定の利用状況は「利用している」が21.3%、「利用していない」が57.8%であり、表17より利用していない理由は「トラブルが特にないから」が61.5%であった。この結果から、メール受信拒否設定は日常的に利用するものではなく、何らかの被害に遭ってから事後対策の方法として利用するものと捉えていると思われる生徒が6割以上であることが指摘できる。表16の利用している内容では業者広告などの迷惑メール類も多いが、「なりすまし」29.8%、「個別のアドレス（指定受信拒否）」33.5%という知り合い関係の拒否設定も4～5割近くあり、ネットいじめなどのトラブルにあっていることが推測される。近年みられる「なりすましメール」や「サブアドレス」を用いたメールによるネットいじめの被害は事前にメール受信拒否設定を利用しておくことで回避できることから、携帯電話購入時に被害の事例やそれらの対策が十分理解されることが必要である。しかし、表17の利用しない理由でも「内容がよくわからないから」22.7%、その他でも「販売店から説明を受けていない」「知らない」などの知識不足、説明不足をあげ、さらには「利用する必要がない」と重

要性を感じていない回答もみられた。重要性の説明を含めた丁寧な説明が要求されるし、学校等でのリスク教育が求められる。

第4に調査内容「(4) 有害情報等に関する意識」の表20より有害情報サイト関連の事件について「危機意識をもち、対策を行っている」19.8%、「危機意識はあるが、対策を行っていない」46.8%であり、有害情報サイトに危機意識をもっている生徒が約7割弱いることである。しかし実際は約4割の生徒しか対策を行っていない。表21よりフィルタリングというシステム自体には84.0%の生徒が信頼をよせている。しかし表22よりフィルタリングを必要と感じている生徒は3割にとどまっている。様々な要因があるが、青少年ユーザーの要望にまだまだ対応しきれていない現在のフィルタリングのシステムでは必要なサイトにアクセスできなくなり「不便」と感じるからフィルタリングは設定したくないということが表10、11からいえる。

今後の対策として危機意識をもっている生徒がフィルタリングなどの具体的対策まで踏み込めるよう購入時の販売店の丁寧な対応などといった働きかけが必要である。さらには表20より有害情報サイトに対して「自分には関係ない」と回答した生徒が約3割いるため、被害を防ぐために有害情報サイトが身近に潜んでいて、誰でも被害に遭う可能性があることをケータイリスク教育等で生徒に働きかけを行い、危機意識を高めていく必要がある。

第5に当然の帰結ではあるが、青少年インターネット環境整備法の認知がフィルタリング利用に大きく関与していることである。図5では青少年インターネット環境整備法を認知している生徒の半数弱はフィルタリングを利用し、青少年インターネット環境整備法を認知していない生徒より9%利用率が高かった。また図6より青少年インターネット環境整備法を認知していると、「重要だから」「原則加入だから」とフィルタリングを利用する割合が増え、「保護者の勧め」が減少している。青少年インターネット環境整備法を認知することで生徒が自主的にフィルタリングをかける傾向がみられたと考えられる。

以上の結論と本調査と同時期に行われた「子どもと保護者に対する携帯電話販売説明の訪問調査」⁵⁾の結果を踏まえ、「中・高生」「保護者」「教育関係者」「携帯電話会社・販売店」「政治家・有識者・マスコミ」に向けて資料のような緊急アピール文を公表した⁶⁾。

子どものネット・ケータイ問題は保護者、学校など

子どもに関わる関係者・機関を中心に、全国民が連携の下、喫緊の課題として被害防止に努めていかなければならない。本調査や緊急アピール文を通して、子どものネット・ケータイ問題を広く県民の皆様を知って頂き、ネット・ケータイの被害に苦しむ子どもが少しでも減ること、また子どもも大人も「納得」の解決方法を導き出すことを心より願うものである。

お忙しい中、本調査にご協力下さった青森県内7校の生徒・関係職員の皆様、青森県教育委員会の皆様へに心より感謝申し上げます。尚、この調査は、同研究プロジェクト、フィルタリング調査チームの調査員7名で実施した。調査員の皆さんに感謝します。また、本調査は、弘前大学教育学部学部長裁量経費により実施した。学部当局の配慮に感謝申し上げます。

註

- 1) 大谷良光・加川志保・本間史祥：「子どもと保護者に対する携帯電話販売説明の訪問調査」『弘前大学教育学部研究紀要』103号、pp.85-93、2010年。
- 2) 調査結果の数値の割合は、小数点第二位を四捨五入して表しているため、合計が100%にならない場合がある。
- 3) 各携帯電話販売会社が「カスタマイズサービス」を開始したのが、A社が2008.12、B社が2009.6月であり、調査時点では、販売定員がこのサービスを知らないところも多々あった。現在ユーザーが望むサービスに対応すべき、各社が急速にフィルタリングの内容改善に取り組んでいると思われる。
- 4) 警視庁調査は携帯電話から有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリング機能に関して、警視庁が中学生の利用実態を2009年7月に調査したものである。都内公・私立中学生3900人を対象に実施した。
- 5) 弘前大学教育学部「ネット・ケータイ問題」研究プロジェクト『子どもと保護者に対する携帯電話販売説明の訪問調査報告書』2009.10.13。
- 6) 資料
県民への緊急アピール

平成21年10月26日

**子どもをネット・ケータイの被害から守る
予防措置を強めよう**

～フィルタリング・メール(受信拒否の設定とメニューの改善を～

弘前大学ネットパトロール隊

青森県民の皆さん、私たち弘前大学ネットパトロール隊は、青森県内のサイトを対象にネットパトロールを連日行っています。そして、その書き込みの深刻さと有害情報リンクのひどさに心を痛めています。これらの被害から子どもを守るために、まず当事者・関係

者の自覚により予防措置をとることが大切と考え、9月に「携帯電話販売会社の説明状況訪問調査」(以下「調査1」)と「高校1年生のケータイ安全意識調査」(以下「調査2」)を行いました。その結果を踏まえ県民の皆様へ訴える必要があると考え、緊急アピールを發表します。

中・高生のみなさんへ！

フィルタリングをかけてしまうと、「インターネットのサイトのすべてにアクセスできなくなってしまう」と思われがちです。しかし、そんなことは決してありません。フィルタリングサービスには各社メニューがあり、主にホワイトリスト方式・ブラックリスト方式に分けられます。ホワイトリスト方式は各携帯電話会社が安全とみなしたサイトだけにアクセス可能で有害情報を防ぐ確率は高く、ブラックリスト方式はブラックリストとして登録された特定のサイト(アダルト・掲示板・プロフ・SNSなど)だけアクセスできないようにするものです。ところが近頃各社が「アクセス制限カスタマイズ」サービスを開始し、制限対象のサイトやカテゴリの中でも必要なサイトにアクセスすることができるようになりました。しかし、このサービスはまだ十分なものではありません。また、メールの受信拒否設定は「なりすましメール」や「出会い系サイトからのメール」のような様々な迷惑メールを遮断することができます。

フィルタリングサービスの内容が不十分で、必要なサイトにアクセスできず不便と思っても、ちょっとがまんをし被害を受ける可能性を少しでも減じさせるため、自らの意志でフィルタリングとメール受信拒否を設定しましょう。

保護者の皆さんへ！

今年の4月に法制化された「青少年インターネット環境整備法」で、青少年の携帯電話の購入には保護者の同意が必要となりました。「同法・第6条」で保護者の責務としてその保護する青少年のインターネット利用の管理が明記されたのです。「自分の子どもは有害情報サイトにアクセスしたりしないから、フィルタリングはしなくても大丈夫」と思っていると危険です。有害情報はインターネット上にはびこっています。いつ、どこで子どもたちの目に触れ被害にあうかわかりません。「調査2」では「保護者の方に勧められてフィルタリングをかけた生徒」が53%と半数を超えています。しかしその一方で、保護者の同意で「解除した」生徒が10%います。「フィルタリングをかけてしまうと、見たいサイトが見れなくなってしまうから」という理由ですが、現在サービス内容が改善されつつあります。簡単に「解除」に同意するのではなく、サービス内容をよく調べて対応し、子どもたちを

「ケータイ被害」から守ってほしいと思います。

教育関係者の皆さんへ！

「調査2」で、青森県内の子どもの携帯電話購入時期は、中学2年までが3割、中学3年の3学期までに2割、高校合格から入学までのたった1ヶ月間に4割が購入し、高校1年の夏までに96%の所持率に急増します。まさに、「ケータイ高1プロブレム」（造語）といえる特異な現象が青森県では起きています。この現象に着目し教育関係者は対策を立てる必要があります。「青少年インターネット環境整備法・13条」にはインターネットの適切な利用に関する教育の推進を図る条項が明記されています。子どもたちの安全を守るため、携帯電話を持つことで子どもたちに起こりうる危険性を学び、啓発する活動を早急に強めて頂きたいと思います。

携帯電話会社・販売店のみなさんへ！

「青少年インターネット環境整備法・第18条」で青少年に対して携帯電話を販売する際にフィルタリングサービスを提供しなければならないことが明記されました。また、「調査2」ではフィルタリングサービスの説明を受けた生徒（40.0%）の利用率が41.7%となっています。さらに、利用した理由を見ていくと保護者の勧めが53.5%、販売店からの勧めが29.8%となっていることから、子どもたちのフィルタリング利用には携帯電話販売店からの保護者・子どもへの説明が重要であることがわかります。しかし「調査1」か

らは、販売店のフィルタリングや受信拒否に関する知識や理解が不十分であることがわかりました。子どもたちの安全を守るため、青少年の発達段階にあったメニューを十分に説明して頂きたいと思います。

さらに、各携帯電話会社は、開始した「アクセス制限カスタマイズ」サービスの充実を図り、販売店員がよく理解し顧客に説明し、「解除」を求めてきた保護者と子どもに対しても理解が得られるよう働きかけてほしいと思います。

尚、携帯電話販売会社へは、10月13日に8項目の要望事項を届けました。

政治家・有識者・マスコミ等のみなさんへ！

ケータイ問題は、新しくかつ裾野の広い問題であるため、専門家は存在しません。いろいろの専門・立場の方々、この問題の深刻さに気づき自らの専門を生かしつつ参加してきています。それらの方々「ケータイ世代」（25才まで）ではありません。しかも、この問題は子ども・若者の方が詳しい世界で起きています。ですので、上から「禁止」という高圧的な態度で望むのではなく、子ども・若者から学び、ともに問題を解決していく姿勢で対応していくことが特に必要です。

未来を担う子どもたちのため、この問題の克服活動に参加され、ともに学びあいながら協働し、ネットワークを拡げていきましょう。

(2010. 2. 1. 受理)